

中部国際空港第二滑走路建設促進期成同盟会 インフルエンサーを活用したPR動画作成に係る業務委託 仕様書

1 適用範囲

本仕様は、「中部国際空港第二滑走路建設促進期成同盟会 インフルエンサーを活用したPR動画作成に係る業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

2 目的

若年層に効果的であるインフルエンサーを起用した動画によるPRを実施し、中部国際空港の機能強化についての理解を深化させる。

また、当該インフルエンサーによる情報発信を同時に実施することにより、観光需要の更なる増大が期待され、そこに至るまでのアクセス面の紹介についても同時に行うことで中部国際空港の需要喚起に係る効果の最大化を図る。

3 事業内容

起用インフルエンサーナアカウントでのリール動画による情報発信

4 委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

5 委託業務の内容

- ・ インフルエンサーを起用し、起用するインフルエンサーのInstagramアカウントにてリール動画を3本投稿すること。
- ・ 中部国際空港内でのPRの内容は、中部国際空港の機能面に特化した内容とすること。機能面とは、滑走路のほか、空港施設全般を指すものとし、PRする内容については協議の上決定することとする。
- ・ 起用するインフルエンサーが投稿する動画を中部国際空港第二滑走路建設促進期成同盟会公式Instagramアカウントでもリポスト可能とすること。
- ・ 投稿する内容に旅先の情報発信も含めること。
- ・ 起用するインフルエンサーナや旅行期間、旅行先などの詳細は同盟会と協議の上、決定する。

6 業務報告書の提出

- ・ 業務終了後、事業内容及び実績をまとめた報告書（A4判）1部を電子データ（Word等の編集可能なフォーマットおよびPDF）で提出すること。
提出先メールアドレス kouku@pref.aichi.lg.jp

7 その他

- ・ 本業務の開始から終了までの間、事業の実施方法や進捗状況を常に把握している担当者を置き、本業務の円滑な実施のため、定期的に同盟会と連絡調整を行うこと。
- ・ 本業務で知り得た情報については、管理保管を十分行うとともに、外部への漏えいに十分注意すること。
- ・ 本業務の実施にあたっては、事前に同盟会と十分協議を行うこと。また、委託期間中も、進捗状況及び今後の進め方等を、同盟会に逐次報告するほか、必要に応じて打合せを実施すること。打合せを実施した際は速やかに議事録を作成の上、同盟会に共有すること。
- ・ 本業務に係る監査等が行われる場合は、協力すること。
- ・ 本業務の実施にあたり、同盟会から別途指示があった場合は、可能な限り対応すること。
- ・ この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて同盟会と受託者とが協議して決めるものとする。
- ・ 仕様内容等に変更が生じた場合、同盟会と協議の上、必要に応じ変更契約等を行う。